

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月5日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業 仁井田西部地区変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年6月8日（月）から同年7月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場  
秋田市御野場一丁目5番1号 秋田市南部市民サービスセンター